

企画競争説明書

業務名称：ナイジェリア国生活向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト

案件番号：19a00556

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年11月27日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年11月27日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ナイジェリア国生活向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年2月～2024年1月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。

(1) 第1期：2020年2月上旬～2022年1月下旬

(2) 第2期：2022年2月上旬～2024年1月下旬

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【担当課、担当者氏名及びメールアドレス】

契約第1課 木戸 正巳

Kido.Masasmi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印し

てください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年12月 4日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年12月 9日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年12月20日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

5) 虚偽の内容が記載されているとき

6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

a) プロジェクト執務室整備費（一般業務費）： 500 千円

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) NGN 1 = 0.302720 円
- b) US\$ 1 = 108.928000 円
- c) EUR 1 = 121.071000 円

5) その他留意事項（以下、例）

a) 宿泊料

宿泊料については、ラゴス及びアブジャで宿泊する場合にはJICAの安全基準を満たす宿泊施設に限られ、かつそれらの宿泊料が高いことから、調整単価を設定しています。アブジャでの宿泊料積算にあたっては同単価に基づき22,300円/泊として計上してください。なお、この調整単価又は宿泊日数は、物価変動及び為替レートの変動により、契約途中で見直される可能性があります。その他の地域は経理処理ガイドラインのとおりです。

b) 戦争特約保険料

当該業務は主にアブジャ、連邦首都区、ナサラワ州及びプロジェクト実施州のうち外務省海外安全情報レベル3未満の州（いずれも戦争特約対象地域外）を想定しており、戦争特約保険料の見積書への計上は不要です。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／農業普及
- b) 園芸栽培
- c) 栄養改善

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 53M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年 1月21日（火）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂けれ

ば、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1 3 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：途上国における農業普及に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

【オプション1】

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

~~【オプション2】~~

~~本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。~~

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／農業普及
- 園芸栽培
- 栄養改善

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

- 【業務主任者（業務主任者／農業普及）】
 - a) 類似業務経験の分野：農業普及に関する各種業務
 - b) 対象国又は同類似地域：ナイジェリア及び全途上国
 - c) 語学能力：英語
 - d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 園芸栽培】

- a) 類似業務経験の分野：園芸栽培に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 栄養改善】

- a) 類似業務経験の分野：栄養改善に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ナイジェリア及び全途上国
- c) 語学能力：：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で

業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／農業普及	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者／農業普及	()	(8.00)
ア) 類似業務の経験		3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		1.00
エ) 業務主任者等としての経験		2.00
オ) その他学位、資格等		1.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(10.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
イ) 業務管理体制	—	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 園芸栽培	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 栄養改善	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年 1月 8日（水） 16：30～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町）208会議室
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第3 特記仕様書案

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」又は「機構」という）が●●を代表者とする共同企業体（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ナイジェリア国生計向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ナイジェリアでGDPに占める農林水産業の割合は約25%と高く、GDP成長率は近年3%を超える成長セクターとなっており、園芸作物の生産、消費も近年増加している。一方で、農家の市場アクセスは依然として限定的であり、適切な販売先を確保できない、栽培技術が不十分、収穫時期が集中して価格暴落が起きてしまう等の理由により、農業生産増が農家の収入向上に直結していない。

また、同国の貧困状況を見ると、0.87億人以上が貧困ライン（1日1.9ドル）以下で生活し（2019年、World Poverty Clock）、拡大する格差が大きな課題であるが、農林水産業に従事する労働者は就業人口の約7割であり、かつ、人口あたりの耕地面積は0.18ha（2016年、世銀）と小規模農家が多いことに鑑みると、小規模農家の生計向上は重要な開発課題であると言える。

更に、ナイジェリアでは、5歳未満児の約3割が慢性的な栄養不良状態にある（2014年、DHS）など、国民の栄養改善も大きな課題となっている。

JICAは、TICAD Vで表明された「市場志向型農業振興（以下、「SHEPアプローチ」）」の広域化を進めている。2015年度以降、SHEPアプローチに係る課題別研修を実施しており、同研修に参加したナイジェリア政府職員が作成したアクションプランに基づくパイロット事業が連邦首都区（FCT）及びナサラワ州で実施され軌道に乗っている。これらの活動とSHEPアプローチの有効性を評価したナイジェリア側は、SHEPアプローチをさらに同国で広め、小規模園芸農家の生産性やマーケティングを強化し生計向上を目指す支援を我が国に要請した。

本プロジェクトは、対象州におけるSHEPアプローチ普及のメカニズム確立及びプロジェクト実施州におけるSHEPアプローチと栄養改善推進の実施体制の構築を行うことにより、農家の生計向上に資する普及活動の質向上を図り、もって当国の農家の生計向上に資する普及活動の継続的な提供に寄与するものである。発注者は2019年5月に詳細計画策定調査団を派遣し、ナイジェリア連邦政府関係者と協議を行い、「生計向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の枠組みを決定した。

第3条 プロジェクトの概要

（1）プロジェクト名

生計向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト

（2）上位目標

農家の生計向上に資する普及活動が継続的に提供される。

（3）プロジェクト目標

プロジェクト実施州における農家の生計向上に資する普及活動の質が向上する。

(4) 期待される成果

成果1：ナイジェリア版SHEPアプローチの普及メカニズムが確立される。

成果2：プロジェクト実施州でSHEPアプローチの実施体制が構築される。

成果3：プロジェクト実施州で農家の栄養改善を推進するための実施体制が構築される。

(5) 活動の概要

1) 成果1にかかる活動(連邦農業・農村開発省のプロジェクトチーム等による活動)

- 1.1 過去のSHEP研修員と連携して、連邦農業・農村開発省の職員向けに、SHEPマスタートレーナー育成のための研修を行う。
- 1.2 対象州政府の農業開発プログラム部(ADP)の職員向けに、SHEPトレーナー育成のための研修を行う。
- 1.3 1.2の研修を踏まえて各州ADPが作成するアクションプランに基づき、プロポーザル方式のコンペを実施する。
- 1.4 1.3のアクションプランを実施する州(プロジェクト実施州)を選抜する。
- 1.5 プロジェクト実施州のADPがモデルサイトにおいてSHEPアプローチの普及活動を行うために、技術的な後方支援を行う。
- 1.6 モデルサイトにおける活動進捗のモニタリングや対象農家グループに対しプロジェクト活動がもたらした正負両方の影響を評価する。
- 1.7 1.6のモニタリングや評価の結果を共有することにより、ナイジェリア版SHEPアプローチの普及メカニズムを策定する。

2) 成果2にかかる活動(プロジェクト実施州ADPのSHEP実施チームによる活動)

- 2.1 プロジェクト実施州のADPや他部局のスタッフ向けにワークショップを実施する。
- 2.2 プロジェクト実施州の前線普及員(現場で農家へ指導を行う普及員)向けにSHEPアプローチに係る研修を実施する。
- 2.3 プロジェクト実施州の前線普及員によるSHEPアプローチの普及活動を推進する。
- 2.4 プロジェクト実施州の前線普及員が担当する農家グループを支援するために、技術的な後方支援を行う。

3) 成果3にかかる活動(JICAの「連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト(以下、JICA栄養改善プロジェクト)」と連携して、連邦農業・農村開発省のプロジェクトチーム及びプロジェクト実施州ADPのSHEP実施チームが行う活動)

- 3.1 JICA栄養改善プロジェクトから提供される栄養改善のための普及啓発ツールを本プロジェクト向けにカスタマイズする。
- 3.2 1.2の研修の一環として、栄養改善に係る研修を実施する。
- 3.3 SHEPアプローチの普及活動と合わせて、プロジェクト実施州の対象農家向けに栄養改善に資する各種活動(ベースライン・エンドライン調査、普及啓発等)を実施する。
- 3.4 プロジェクト実施州における栄養改善活動の進捗モニタリング及び成果の評価を行い、その結果についてプロジェクト実施州の栄養関連部局と共有する。

(6) 対象地域

園芸農業のポテンシャル、農業普及員の数等に基づき次の20州を対象州として選定。

バウチ州、ゴンベ州、タラバ州、ジガワ州、ケビ州、カノ州、ナサラワ州、連邦首都区、ナイジャー州、クワラ州、コギ州、ベヌエ州、オスン州、エキティ州、オグン州、アナンブラ州、エボニー州、イモ州、クロスリバー州、エド州。

これら20州の農業省に集合型の研修を行った上で、同研修後に各州から提出されるアクションプランの内容に鑑み、州内での具体的なSHEPアプローチの普及活動を行う州（プロジェクト実施州）を最大14州選定する。

（7）受益者

・直接受益者：政府職員（対象州の農業省職員、前線普及員など）及び対象農家：約3,340名（※）

※3,340名の内訳としては、対象州の農業省職員120名（6名×20州）、プロジェクト実施州の前線普及員420名（30名×14州）、対象農家2,800名（40名×5サイト×14州）。詳細はR/D（Record of Discussions）を参照。

（8）関係官庁・機関（C/P）

連邦農業・農村開発省

第4条 業務の目的

「生計向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/D（Record of Discussions）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、発注者が2019年10月30日にナイジェリア連邦農業・農村開発省と締結したR/Dに基づいて実施される「生計向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

第6条 実施方針及び留意事項

（1）プロジェクトの基本方針

- ナイジェリアにおいては、JICA 課題別研修の帰国研修員が過去2年にわたって自発的に SHEP アプローチの普及活動を実施している実績があり、既に SHEP 展開の素地があることから、先方政府のオーナーシップに十分に配慮するとともに、SHEP アプローチが先方政府による農業普及の通常アプローチとなることを重視する。（なお、プロジェクト目標達成に向けた各成果や活動計画の位置づけを考慮し、各活動間の相関関係を踏まえて活動を実施する順序を設定する。また、モチベーションが上がった状態で研修を実施すると習得率が高いことが確認されていることから、モチベーションが高い状態に投入と活動のタイミングを合わせる。）
- ナイジェリアの人口規模や JICA が TICAD7 で打ち出した方針（SHEP を 100 万人の農家に裨益させる）に鑑み、他の政府機関やドナーとも連携しつつ、極力多くの州・対象農家への SHEP アプローチの展開を目指すこととする。

- ナイジェリアでは栄養不良が依然として大きな問題であること、連邦農業・農村開発省が栄養改善を施策として重視していることに鑑み、SHEP アプローチの一環として栄養改善に資する各種活動を実施することとする。その際、JICA の他案件（JICA 栄養改善プロジェクトや連邦農業農村開発省政策アドバイザー等）と密に連携することとする。なお、栄養改善活動を行う際には、JICA が推進する「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）」にも貢献することのできるよう、IFNA 事務局、JICA 農村開発部、JICA ナイジェリア事務所と密に連携することとする。

（2）対象地域

対象州は第3条（6）に記載の20州。これら20州の農業省に集合型の研修を行った上で、SHEPアプローチの普及活動を実施する希望のある州が、同研修後にアクションプランを申請する。同アクションプランをプロポーザルとして、C/Pがコンテストを行う形で、州内での具体的なSHEPアプローチの普及活動を行う州（プロジェクト実施州）を最大14州選定する。

上記アクションプランは、①プロジェクト実施州ADPのSHEP実施チームがモデルサイトで行う活動（アクションプラン・フェーズ1）と、②プロジェクト実施州ADPの前線普及員が各担当地域で行う活動（アクションプラン・フェーズ2）がある。

本プロジェクト実施期間中に3回の作付け期があるが、各回のプロジェクト実施州の数は、1回目が8州（FCT及びナサラワ州におけるアクションプラン・フェーズ2、並びにその他の対象州の6州（第1グループ）におけるアクションプラン・フェーズ1）、2回目が12州（第1グループ（6州）におけるアクションプラン・フェーズ2、及び第1グループに含まれなかった対象州の中の6州（第2グループ）におけるアクションプラン・フェーズ1）、3回目が6州（第2グループにおけるアクションプラン・フェーズ2）を想定している。

（3）実施体制

本プロジェクトにおいては、以下の実施体制で活動を行う。

- 連邦農業・農村開発省：本プロジェクトのC/Pとして、対象州にSHEPアプローチの研修を行うマスタートレーナーを務める。
- プロジェクト実施州農業省のSHEP実施チーム：各州農業省ADPの中で中心となってSHEPアプローチ普及を先導、実践する。
- プロジェクト実施州農業省傘下の前線普及員：各州農業省ADPにおいて、SHEP実施チームの指導のもと、各州でのSHEPアプローチ普及を実践する。

（4）先方政府への現地再委託

本プロジェクトにおいては、①安全管理上の理由により日本人専門家の渡航が難しい州にもSHEPアプローチを広めること、②先方政府のオーナーシップを高めること、③先方政府の資金管理に係る能力向上を図ること、を目的として、C/Pのプロジェクトチームによる活動（PDM ver0.0における活動1-2、1-7）や、プロジェクト実施州のADPによる活動（PDM ver0.0における活動1-5、2-1、2-2、2-3）を行う際に発生する旅費や会場費等に対して、JICAから先方政府への現地再委託を行う形で資金供与を行うことを想定している。

（5）先方のコストシェア

C/Pとのコストシェアについては、C/Pとの間で合意し、その旨をR/D（Annex 1の11.（1））にも記載している。具体的な用途については、首都で開催する集合研修・ワークショップの支出における「研修雑費（会場借料、参加者の食費等）」をカウンターパートファンドから工面する点について口頭で確認している。ただし、プロジェクト1年次となる2020年の会計年度（ナ国は1月～12月）については予算の確保ができない可能性が高く、カウンターパートファンドは2021年から拠出される見込みである。

こうした状況を踏まえ、受注者はJICAナイジェリア事務所とも調整の上、本プロジェクト開始直後から、次年度予算に係るC/Pとの協議を開始し、予算の確保につき働きかけを行うこととする。

（6）他機関との連携・協調

ナイジェリアでは多くの政府系機関や研究機関、ドナー（世界銀行、FAO、IFAD、GIZ等）、日系を含む民間企業・団体等が農業普及関連の取り組みを実施している。それぞれの取り組みについても情報収集するとともに連携・協調を積極的に検討するものとする。

（7）ICT活用の検討

人口規模が大きく、国土も広いナイジェリアにおいて、日本人専門家の関与が遠隔となる本プロジェクトでは、ICTを活用したSHEPアプローチの普及も有効な手段となる可能性がある。ナイジェリアでのICTツールの活用状況や関連政府機関の活動等を確認しつつ、農業普及員の育成、SHEP活動のモニタリング、栽培等の技術指導の側面からICTを活用する余地について検討することとする。

（8）横断的事項

反政府武装組織の活動が続く南部ナイジャーデルタ地域（対象州の中では、イモ州、クロスリバー州、エド州が該当）がプロジェクト実施州に含まれる場合、対象農家グループの選定を包摂性と透明性に配慮して行うなど、本プロジェクトの実施により紛争要因を助長させないための方策について検討する。

（9）ジェンダー配慮

ジェンダー配慮に関連して、FGT及びナサラワ州で先行実施中のパイロット事業では、SHEP活動を通して女性メンバーの活動が活発になり、保守的なムスリムが多い地域では当初は考えられなかった男性と女性メンバーが一同に会する機会も生まれている。本プロジェクトでもジェンダーの視点に立った研修を実施するなど、農家経営における男女共同参画を促進し、ジェンダー平等推進に取り組むこととする。

（10）プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。

発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(11) 安全管理

本プロジェクトの実施地域にはこれまで事業実績のない地域も含まれることから、受注者は、現地作業期間中、安全管理に十分留意することとする。

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとするとともに、JICAでの渡航承認手続きを行うためJICAが指示する方法にて渡航申請を得ること。またJICAナイジェリア事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとする。

プロジェクトの執務室の具体的な安全対策については、業務開始直後にJICAと相談しながら検討、実施することとする。

(12) 広報

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、ナイジェリア及び日本の国民各層並びに他ドナーからも正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努めることとし、具体的な提案があればプロポーザルに含めること。

加えて、JICAが行うSHEP広域化関連の広報活動についても、本業務の一環として協力すること（JICA HP、SHEP Facebook等への寄稿等）。

第7条 業務の内容

本プロジェクトの業務内容については以下のとおり想定している。

【各契約期間に共通の業務】

(1) 業務計画書及びワーク・プランの作成

本業務に係る業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容について発注者の承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

(2) モニタリングシート（英文）の作成

本プロジェクトにかかるM/M、R/D等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成するとともに、ナイジェリア側関係者と協議、意見交換の上で、上記内容を反映させたモニタリングシートVer. 1（英文）に取りまとめる。

その後は6か月ごとにC/Pと共にモニタリングシートを作成し、JICAナイジェリア事務所に提出する。

(3) 合同調整委員会（JCC）の開催支援

少なくとも年に1回JCCの開催を支援し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、及び目標の達成度確認等を行う。

(4) 広報活動の実施

ナイジェリアにおけるSHEPアプローチの普及を促進するため、C/PによるSHEPウェ

ブサイトの立ち上げ及び更新作業等を支援する。加えて、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、ナイジェリア及び日本の国民各層に正しく理解してもらえよう、新聞、TV、ラジオ、ニュースレター等、広報のターゲットに合わせて適切な媒体を用い、効果的な広報を行う。

(5) JICAによるSHEP関連の取組みの支援

JICAが実施するSHEP関連の課題別研修（年2回程度）、在外補完研修（年1回程度）、国際ワークショップ（年1回程度）に際して、ナイジェリアからの参加者の選定や理解促進等を支援する。なお、2020年2月に予定されているセネガルでの在外補完研修については、日本人専門家が同行してC/Pの理解促進を支援する。

(6) 先方政府への現地再委託方式の詳細検討

先方政府への現地再委託の実施方法について、先方政府やJICAと協議の上で、詳細（先方の契約主体、支払い対象の経費、支払いに際しての証憑書類等）について検討を行う。

(7) プロジェクト業務進捗報告書、プロジェクト業務完了報告書の作成

第1期の終了時には、当該期間の活動状況をプロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。第2期の契約期間の終了時には、プロジェクト期間全体の結果をプロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。

【第1期：2020年1月～2021年12月】

<成果1に係る活動>

(8) プロジェクトチームの設置

C/Pのプロジェクトチーム設置を支援する。プロジェクトチームはR/Dに記載されたメンバーにより構成される予定である。

(9) SHEPマスタートレーナー育成研修の実施（PDM ver0.0における活動1-1）

過去のSHEP研修員と連携して、ナイジェリアにおけるSHEPアプローチの普及のための研修カリキュラム及び研修モジュールを作成する。作成したカリキュラム、モジュールに基づき、C/Pの職員（プロジェクトチームのメンバー等）向けに、SHEPマスタートレーナー育成の研修を行う。

(10) SHEPトレーナー育成研修の実施支援（PDM ver0.0における活動1-2）

プロジェクトチームが（9）で作成したカリキュラム、モジュールを活用して、対象州政府の農業開発プログラム部（ADP）の職員向けに行うSHEPトレーナー育成研修を支援する。また、同研修を踏まえて、各州ADPによるアクションプランの作成を支援する。同研修は、毎年（3～6月頃を想定）実施する。

(11) プロポーザル方式のコンテストの実施支援（PDM ver0.0における活動1-3）

(10) のアクションプランに基づき、プロジェクトチームによるプロポーザル方式のコンテスト実施を支援する。同コンテストは、毎年（7～8月頃を想定）実施する。

(12) プロジェクト実施州の選抜支援（PDM ver0.0における活動1-4）

プロジェクトチームによる、(10) のアクションプランを実施する州（プロジェク

ト実施州)の選抜作業を支援する。同選抜作業は、毎年(9月頃を想定)実施する。

(13) 農家への指導用普及パッケージ(普及マニュアル・ツール)の作成

プロジェクト実施州のADPがモデルサイトにおいてSHEPアプローチの普及活動を行うために、農家への指導用普及パッケージ(普及マニュアル・ツール)の作成をプロジェクトチームや過去のSHEP研修員と協働で実施する。

(14) プロジェクト実施州の活動の後方支援(PDM ver0.0における活動1-5)

(13)で作成したパッケージに基づき、ADPがモデルサイトの農家グループを指導する際の後方支援をプロジェクトチームや過去のSHEP研修員と協働で実施する。本活動は、毎年(10~5月頃を想定)実施する。

(15) モデルサイトのモニタリング、評価の支援(PDM ver0.0における活動1-6)

モデルサイトにおける活動進捗のモニタリングや対象農家グループへのインパクトの評価を実施する。本活動は、毎年(10~5月頃を想定)実施する。

(16) 結果共有ワークショップの開催支援(PDM ver0.0における活動1-7)

ナイジェリア版SHEPアプローチの普及メカニズムを策定するため、(15)のモニタリングや評価の結果を全対象州向けに共有する合同ワークショップの開催を支援する。

(17) 研修教材の改訂支援

(9)や(10)、(15)の活動を踏まえ、カリキュラム、モジュール、普及パッケージについて必要な改善をプロジェクトチームと協働で行う。

<成果2に係る活動>

(18) 先行実施州における前線普及員の活動支援(PDM ver0.0における活動2-3, 2-4)

先行してSHEPアプローチを導入しているFCT及びナサラワ州において、プロジェクト実施州の前線普及員によるSHEPアプローチ普及活動の推進を同州のSHEP実施チームと協働で支援し、必要な技術的サポートを行う。

(19) プロジェクト実施州向けのワークショップ実施支援(PDM ver0.0における活動2-1)

(16)の合同ワークショップを踏まえて、プロジェクト実施州のSHEP実施チームが同州の農業普及関係者向けに、ナイジェリア版SHEPアプローチの普及メカニズムを周知するためのワークショップを実施することを支援する。

(20) プロジェクト実施州の前線普及員向け研修の実施支援(PDM ver0.0における活動2-2)

プロジェクト実施州のSHEP実施チームが、同州の前線普及員向けにSHEPアプローチに係る研修を実施することを支援する。

(21) プロジェクト実施州における前線普及員の活動支援(PDM ver0.0における活動2-3, 2-4)

プロジェクト実施州において、プロジェクト実施州の前線普及員によるSHEPアプローチ普及活動の推進を同州のSHEP実施チームと協働で支援し、必要な技術的サポートを行う。

<成果3に係る活動>

(22) 栄養改善に係る普及啓発ツールの作成 (PDM ver0.0における活動3-1)

JICA栄養改善プロジェクトから提供される栄養改善のための普及啓発ツールを本プロジェクト向けにカスタマイズする。また、毎年の研修結果を踏まえて、同ツールの更新作業を行う。

(23) 栄養改善に係る研修の実施支援 (PDM ver0.0における活動3-2)

(10) の研修の一環として、(22) の普及啓発ツールを用いて、プロジェクトチームが栄養改善に係る講義を実施することを支援する。同講義は、毎年(4~5月頃を想定)実施する。

(24) 栄養改善に係る活動の実施支援 (PDM ver0.0における活動3-3)

SHEPアプローチの普及活動と合わせて、(22) の普及啓発ツールを用いて、プロジェクト実施州のSHEP実施チームが対象農家グループ向けに栄養改善に資する各種活動(ベースライン・エンドライン調査、普及啓発等)を実施することを支援する。本活動は、毎年(10~5月頃を想定)実施する。

(25) 栄養改善活動の結果共有支援 (PDM ver0.0における活動3-4)

プロジェクト実施州のSHEP実施チームが、栄養改善活動の進捗モニタリング及び成果の評価を行い、その結果についてプロジェクト実施州の栄養関連部局と共有することを支援する。

【第2期：2022年1月~2023年12月】

<成果1に係る活動>

(26) SHEPトレーナー育成研修の実施支援 (PDM ver0.0における活動1-2)

(10) と同様に、対象州政府の農業開発プログラム部 (ADP) の職員向けに行うSHEPトレーナー育成研修を支援する。また、同研修を踏まえて、各州ADPによるアクションプランの作成を支援する。

(27) プロポーザル方式のコンテストの実施支援 (PDM ver0.0における活動1-3)

(11) と同様に、プロポーザル方式のコンテストを実施する。

(28) プロジェクト実施州の選抜支援 (PDM ver0.0における活動1-4)

(12) と同様に、プロジェクトチームによる、(26) のアクションプランを実施する州(プロジェクト実施州)の選抜作業を支援する。

(29) プロジェクト実施州の活動の後方支援 (PDM ver0.0における活動1-5)

(14) と同様に、ADPがモデルサイトの農家グループを指導する際の後方支援をプロジェクトチームと協働で実施する。

(30) モデルサイトのモニタリング、評価の支援 (PDM ver0.0における活動1-6)

(15)と同様に、モデルサイトにおける活動進捗のモニタリングや対象農家グループへのインパクトの評価を実施する。

(31) 結果共有ワークショップの開催支援 (PDM ver0.0における活動1-7)

(16)と同様に、(15)や(30)のモニタリングや評価の結果を全対象州向けに共有する合同ワークショップの開催を支援する。同ワークショップは毎年(6~7月頃を想定)実施する。

<成果2に係る活動>

(32) プロジェクト実施州向けのワークショップ実施支援 (PDM ver0.0における活動2-1)

(19)と同様に、プロジェクト実施州のSHEP実施チームが同州の農業普及関係者向けに、ナイジェリア版SHEPアプローチの普及メカニズムを周知するためのワークショップを実施することを支援する。同ワークショップは毎年(8~9月頃を想定)実施する。

(33) プロジェクト実施州の前線普及員向け研修の実施支援 (PDM ver0.0における活動2-2)

(20)と同様に、プロジェクト実施州のSHEP実施チームが、同州の前線普及員向けにSHEPアプローチに係る研修を実施することを支援する。

(34) プロジェクト実施州における前線普及員の活動支援 (PDM ver0.0における活動2-3, 2-4)

(21)と同様に、プロジェクト実施州において、プロジェクト実施州の前線普及員によるSHEPアプローチ普及活動の推進を同州のSHEP実施チームと協働で支援し、必要な技術的サポートを行う。

<成果3に係る活動>

(35) 栄養改善に係る研修の実施支援 (PDM ver0.0における活動3-2)

(23)と同様に、(26)の研修の一環として、プロジェクトチームが栄養改善に係る講義を実施することを支援する。

(36) 栄養改善に係る活動の実施支援 (PDM ver0.0における活動3-3)

(24)と同様に、SHEPアプローチの普及活動と合わせて、(22)の普及啓発ツールを用いて、プロジェクト実施州のSHEP実施チームが対象農家グループ向けに栄養改善に資する各種活動(ベースライン・エンドライン調査、普及啓発等)を実施することを支援する。本活動は、毎年(10~5月頃を想定)実施する。本活動は、毎年(10~5月頃を想定)実施する。

(37) 栄養改善活動の結果共有支援 (PDM ver0.0における活動3-4)

(25)と同様に、プロジェクト実施州のSHEP実施チームが、栄養改善活動の進捗モニタリング及び成果の評価を行い、その結果についてプロジェクト実施州の栄養関連部局と共有することを支援する。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

	レポート名	提出時期	部数
(第1期)	業務計画書(第1期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:3部
	ワーク・プラン(第1期)	業務開始から約3ヵ月後	英文:5部
	モニタリングシート(Ver.1~4)	業務開始から半年ごと	英文:5部
	プロジェクト事業進捗報告書(第1期)	第1期契約終了時	和文:3部 英文:5部
(第2期)	業務計画書(第2期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文:3部
	ワーク・プラン(第2期)	業務開始から約3ヵ月後	英文:5部
	モニタリングシート(Ver.5~8)	業務開始から半年ごと	英文:5部
	プロジェクト事業完了報告書	契約終了時 なお、ドラフトを1か月前に提出し、発注者からのコメントを踏まえて最終化	和文:3部 英文:5部 CD-R:3枚

これら報告書等は簡易製本することとする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

プロジェクト事業進捗報告書及びプロジェクト事業完了報告書には、以下の内容を含むものとする。

- ・プロジェクト事業進捗報告書:活動内容・成果、プロジェクト成果達成の見込み、目標達成の見込み、インパクト、実施上の課題、次期計画における重点及び計画遂行上の留意点

- ・プロジェクト事業完了報告書:プロジェクトの成果一覧、活動実施スケジュール(実績)、投入実績、プロジェクトの実施運営上の課題とそれを克服するための工夫・教訓、PDMの変遷、合同調整委員会開催記録

(2) 技術協力作成資料等

以下をはじめとする業務を通じて作成された資料は、各契約終了時に発注者に提出することとする。

- ア SHEPアプローチの普及のための研修カリキュラム及び研修モジュール
- イ 農家へのSHEPアプローチ指導用普及パッケージ
- ウ 栄養改善に係る普及啓発ツール

(3) コンサルタント業務従事月報

共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報においては、業

務の進捗状況のほか、プロジェクト目標の達成見込み、達成を阻害する要因と対応方針等についても適宜記載すること。

以 上

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- (1) 第1期：2020年2月上旬～2022年1月下旬
- (2) 第2期：2022年2月上旬～2024年1月下旬

このため、各期の契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、上記の契約期間の分割については、コンサルタントがより適切と考える業務工程計画があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期(本契約)	約	45M/M
(全体)	約	77M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 業務主任者／農業普及（2号）
- イ 園芸栽培（3号）（対象国経験・語学力評価せず）
- ウ 栄養改善（3号）
- エ 研修

3. 対象国の便宜供与

ナイジェリア連邦農業・農村開発省の庁舎内に事務所スペースが提供される予定。その他、プロジェクト実施に当たって、一般的な情報提供等が得られる予定。

4. 配布資料等

(1) 配布資料

- ・ナイジェリア国生計向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト：詳細計画策調査報告書（M/M）及びR/D（Record of Discussions）
- ・事業事前評価表
- ・ナイジェリア連邦共和国におけるSHEP プロジェクト実施にかかる準備調査報告書（連邦農業農村開発省政策アドバイザー、2018年8月）

(2) 参考資料

- ・SHEPアプローチ全般

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/index.html>

5. 業務用機材

業務遂行上必要なオフィスワーク用機材（パソコン、プリンタ、プロジェクター、ビデオカメラ、コピー機等）があれば、プロポーザルの中で、①機材名、②数量、③基本的仕様（または参考銘柄）、④見積価格、⑤必要と判断される理由等を含め、提案すること。その費用は本見積りに含めること。また、プロジェクト執務室における家具類（テーブル、書棚、エアコン等）はナイジェリア側負担により設置されることとなっているが、それらが不十分な場合に備え、本見積りに500千円を計上すること。それ以外に業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること（本見積りとする）。

なお、C/PやJICAによるプロジェクト車両の調達予定はないため、レンタカーの借り上げ経費（含む運転手備上費用、燃料及び車両整備費用、保険料等の必要経費）を見積もりに含めること（本見積りに含めること）。

6. 現地再委託

本プロジェクトにおいては、①安全管理上の理由により日本人専門家の渡航が難しい州にもSHEPアプローチを広めること、②先方政府のオーナーシップを高めること、③先方政府の資金管理に係る能力向上を図ること、を目的として、C/Pのプロジェクトチームによる活動（活動1.2、1.7）や、プロジェクト実施州のADPIによる活動（活動1.5、2.1、2.2、2.3）を行う際に発生する旅費や会場費等に対して、JICAから先方政府への現地再委託を行う形で資金供与を行うことを想定している。

再委託対象の経費項目は政府職員の日当・宿泊費・交通費、ワークショップ等の開催に係る諸経費（会場借上、軽食・茶菓代、視察用車両借上、文房具等）とする。対象農家に対する費用は原則農家の自己負担を想定するため、計上は不要（再委託以外の方法でも本事業費から支弁することは想定しない）。ただし、当該活動の詳細はプロジェクト開始後に決定されることから、本経費は本見積りの一般業務費に計上すること。費用積算にあたっては下記単価を使用すること。なお、実施の詳細が確定した時点で再委託を可能とする契約変更を行うものとする。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法や監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

【活動1.2、1.7への参加者に関する経費（対象は政府職員のみ）】

- 日当：2,000 ナイラ／日／人
- 宿泊費：25,000 ナイラ／日／人
- 交通費：30,000 ナイラ／日／人（空路で移動の場合）、15,000 ナイラ／日／人（陸路で移動の場合）

【活動1.5、2.1、2.2、2.3への参加者に関する経費（ただし、対象は政府職員のみで農家グループは含まない）】

- 対象村落への交通費：250 ナイラ／日／人
- 日当：2,000 ナイラ／日／人
- 宿泊費：13,500 ナイラ／日／人
- 交通費：3,000 ナイラ／日／人

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を非課税とすることを想定している。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上